

令和7年4月25日

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

理事長 鈴木 尉久 殿

アイアル少額短期保険株式会社

代表取締役社長 安藤 克行



申入書に対する回答書

令和7年3月27日付の貴法人からの申入書に関し、下記のとおり回答いたします。

記

葬儀保険における自動更新条項については、貴法人のホームページ上でも公開されておりますが、令和4年12月6日付貴法人から一般社団法人日本少額短期保険協会（以下「少短協会」といいます。）に申入れをされて以降、令和6年7月12日付少短協会から貴法人に提出した回答書に至るまで複数回やりとりが行われております。

弊社は、少短協会所属会社であり、前述のやりとりについても承知しており、弊社が販売する「終活相談付きみんなの葬儀保険」における自動更新条項につきましても、少短協会の回答書のとおり、消費者契約法第10条違反にあたるものではないと考えております。

また、障害者差別解消法に関するお申し出につきましても、同法の趣旨に則って適切な対応を行っております。

弊社は「お客さま本位の業務運営方針」に則り、お客さまにとってわかりやすい情報の提供などに努めてまいりました。これまで貴法人から少短協会へ申し入れをいただいたご意見等に関しましても、引き続き、高齢のお客さまにも分かりやすい丁寧な説明やお客さまの不利益を未然防止するための対策等、適切な保険募集に向け改善の取組みに活かしてまいります。

以上